

# 大郷町過疎地域持続的発展計画

令和4年9月

宮城県黒川郡大郷町

# 目 次

1	基本的事項	1
	(1) 大郷町の概況	1
	① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
	ア 自然的条件	1
	イ 歴史的条件	1
	ウ 社会的条件	1
	エ 経済的条件	1
	② 大郷町の過疎の状況	2
	ア 人口等の動向	2
	イ これまでの対策	2
	ウ 現在の課題と今後の見通し	2
	③ 社会的経済的発展の方向の概要	3
	ア 産業構造の変化	3
	イ 地域の経済的な立地条件	3
	(2) 人口及び産業の推移と動向	4
	① 人口の推移	4
	② 人口の見通し	4
	③ 産業の動向	5
	(3) 行財政の状況	6
	① 行政の状況	6
	② 財政の状況	6
	③ 主要公共施設等の整備状況	7
	(4) 持続的発展の基本方針	8
	(5) 地域の持続的発展のための基本目標	9
	(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	9
	(7) 計画期間	10
	(8) 公共施設等総合管理計画との整合	10
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	10
	(1) 現況と問題点	10
	① 移住・定住	10
	② 地域間交流	10
	(2) その対策	11
	① 移住定住の促進	11
	② 地域間交流の促進	11
	(3) 計画	11
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	12
3	産業の振興	12
	(1) 現況と問題点	12
	① 農業	12

# 1 基本的な事項

## (1) 大郷町の概況

### ① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

#### ア 自然的条件

本町は宮城県のほぼ中央に位置する黒川郡の東部に位置し、東西 9.95km、南北 15.92km の総面積は 82.01km<sup>2</sup> を有し、県都・仙台市からは直線で北東方約 21km の距離にある。

町の中央部に船形連峰を源とする 1 級河川の吉田川が東西に流れ、町を大きく南北に二分している。平地は吉田川とその支流沿いに広がり、その周辺は隣接する大和町、大衡村、大崎市、日本三景松島町及び利府町から連なるゆるやかな丘陵地となっており、町土の約半分を森林が占めている。

気候については、年平均気温 11℃、年間降水量 1300mm、降雪量 150mm 程度となっている。

#### イ 歴史的条件

本町は、太古縄文時代、吉田川流域に広がる水田地帯のほとんどが品井沼の水面下にあり、古墳時代中期初めからの縄文遺跡は南北の丘陵の中段に散在している。

中世になると、大崎氏、黒川氏、伊達氏と支配者が交代して藩政時代に入ったが、地域の開発には目立ったものは見られなかった。しかし、その後の仙台藩一連の開拓政策により品井沼干拓事業が行われ、事業の進展とともに沼沢地であった吉田川流域が大耕地に生まれ変わり、これにより農業が大きく進展した。更に、昭和に入ってから吉田川、鶴田川の改修事業により、かつての湿田地帯は広大な美田に変わった。

昭和 29 年 7 月 1 日に、大谷、粕川、大松沢の 3 ヶ村が合併して大郷村となり、昭和 34 年 4 月 1 日に町制を施行し現在に至っている。

#### ウ 社会的条件

本町は、広域行政圏において仙台大都市周辺地域広域行政圏に属し、黒川圏域及び周辺の市町村と密接な関係にある。

交通網としては、本町には鉄道や国道の主要幹線は通っておらず、東西を横断する県道大和松島線と、南北を縦断する県道利府松山線を基幹とする県道 5 本が動脈となっている。

また、三陸自動車道の松島大郷 IC があることから、仙台港や仙台空港へのアクセスに優位性がある。

#### エ 経済的条件

本町の基幹産業は農業であり、水稻及び大豆を中心作物として畜産や野菜、花き生産の他、近年では施設園芸や果樹栽培の複合経営形態も増加しているが、農業従事者の高齢化に伴う農家人口の減少や新規就農者の減少による担い手不足が顕在化しており、耕作放棄地の増加が懸念される状況にある。

商業は、商店数、従業者数、売り場面積のいずれもが減少傾向である一方、国道の通っていない市町村としては希少な「道の駅おおさと」の影響により小売業の年間商品販売額は増加し

ている。

工業においては、事業所数、従業者数は減少しているものの、製造品出荷額は川内流通工業団地の企業により、増加傾向にある。

## ② 大郷町の過疎の状況

### ア 人口等の動向

本町の国勢調査における人口は令和2年に7,813人となっている。人口の推移を見ると平成2年以降一貫して減少している。平成27年から令和2年にかけての増減率は△6.7%で高い減少率となってきている。世帯数は平成27年に2,744世帯だったものが令和2年には2,842世帯となり、人口の減少に反して増加傾向にある。高齢者の比率は令和2年に38.7%となっており、高齢化が進行している。

### イ これまでの対策

本町ではこれまで、過疎地域振興特別措置法に基づく過疎地域振興計画により、町道・農道等の整備、農地の基盤整備、産業の振興、上下水道・公営住宅等の生活環境の整備、町民の高齢化に対応した福祉、子育て支援策の充実、医療の確保、さらには学校教育施設、体育・文化施設整備等による教育・文化の振興策をソフト面・ハード面の双方の観点から講じ、平成元年度終了時において過疎団体より卒業した。

### ウ 現在の課題と今後の見通し

若年層の都市部への流出、少子高齢化の進行、地域産業及び地域コミュニティの担い手不足等、依然として地域活力の低下を招いている。

過疎地域においては、大都市との格差是正を基本理念とする施策だけでなく、国土を保全しながら、自然や文化面における地域特有の個性を生かして都市住民と交流することにより、地域の自立性を育むことも求められている。

こうしたことから、今後においても引き続き生活環境の基盤整備、雇用の場の確保のための地場産業の育成、人材育成のための教育施策、子育て支援の充実、高齢者福祉の増進、医療の拡充施策等を積極的に推進して定住促進を図るとともに、自然資源や人文資源といった地域資源を生かした地域づくりや観光産業を展開し、住みやすいまち、将来を担う若者が魅力を感じるまちづくりを目指す。

しかしながら、令和元年東日本台風による災害の発生によって、これまでも課題であった少子高齢化や人口減少、地域コミュニティ存続の危機等の加速が懸念される中、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う新しい生活様式の確立、加速する情報化社会への適応、SDGsへの対応等、社会情勢が目まぐるしく変化する状況下において、今後も町民ニーズに対応した施策の充実を図りながら、近隣市町村との連携による地域資源を活用した新たな特色あるまちづくりを展開していく必要がある。

### ③ 社会的経済的発展の方向の概要

#### ア 産業構造の変化

産業構造の変化を就業人口の推移で見ると、平成 27 年調査時に第 1 次産業、第 2 次産業の就業人口が一時的に上昇したが、全体的な傾向としては減少傾向にある。産業別就業人口比率は多い順から第 3 次産業、第 2 次産業、第 1 次産業となっており、これは宮城県全体との比較において、割合の違いはあっても同じ構造となっている。

第 1 次産業の就業人口割合が県全体の割合に比べて多いのは、町の基幹産業が農業であることを示しており、第 2 次産業の割合が多いことは町に誘致した企業が安定して稼働中であるということ、また、第 3 次産業の割合が極端に低いのは商業施設やサービス業が周辺都市に比べて少ないことを示している。

#### イ 地域の経済的な立地条件

宮城県のほぼ中央に位置し、町を南北に分ける吉田川沿いに広がる農地と市町村境に点在する丘陵地によってなだらかな地形が形成され、里地・里山の景観を有している。

三陸自動車道の松島大郷 I C や東北縦貫自動車道の大和 I C を利用することにより、仙台空港や仙台港へのアクセスが容易なこと、もともと仙台市中心部まで車で 40 分ほどの距離にあり東北新幹線へのアクセスも容易であることから、近県から首都圏までの時間的距離が大幅に短縮されており、地域の更なる活性化に向けて広域的な展開が期待できる状況にある。

こうした状況の中、企業の新たなニーズを敏感に捉え、町土の効率的な利用を行うことで、企業誘致を促進し、安定した雇用の場の確保を目指していく。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

### ① 人口の推移

令和2年国勢調査による人口は7,813人で、国勢調査の結果からみる推移としては平成2年以降一貫して減少している。若年者の比率は平成12年度調査の19.3%をピークに減少を続け、令和2年調査では10%を下回る結果となった。一方、高齢者比率は確実に上昇しており、令和2年調査では38.7%と4割近くの数値となり、超高齢社会への対応をせまられる結果となっている。

表1 人口の推移（国勢調査）

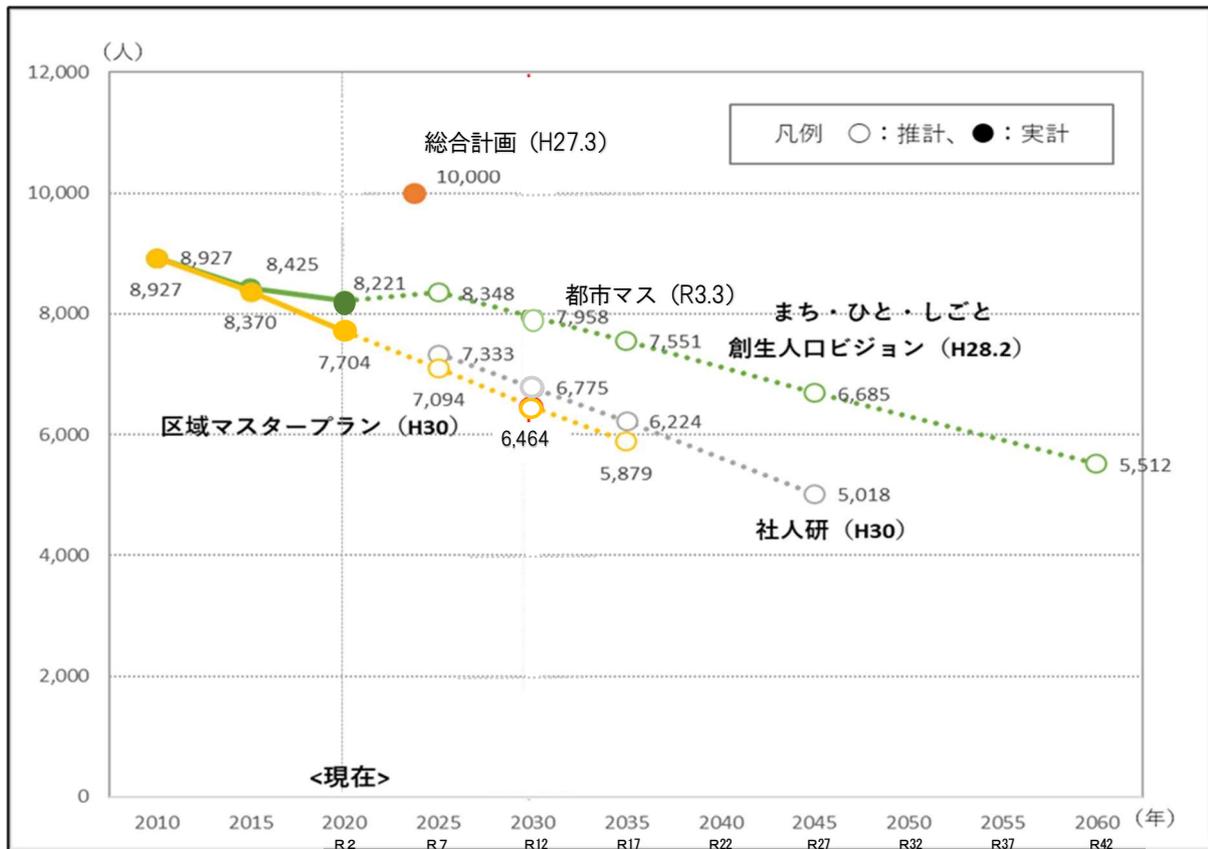
区 分	昭和55年	平成2年		平成12年		平成22年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 10,172	人 10,426	% 2.5	人 9,768	% △6.3	人 8,370	% △14.3	人 7,813	% △6.7
0～14歳	2,174	2,316	6.5	1,316	△43.2	962	△26.9	863	△10.3
15～64歳	6,809	6,412	△5.8	6,049	△5.7	4,670	△22.8	3,926	△15.9
うち 15歳～ 29歳(a)	2,212	1,533	△30.7	1,886	23.0	965	△48.8	776	△19.6
65歳以上 (b)	1,189	1,698	42.8	2,403	41.5	2,738	13.9	3,024	10.4
(a)/総数 若年者比率	% 21.7	% 14.7	—	% 19.3	—	% 11.5	—	% 9.9	—
(b)/総数 高齢者比率	% 11.7	% 16.3	—	% 24.6	—	% 32.7	—	% 38.7	—

### ② 人口の見通し

平成27年度に作成した「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」や、平成29年度に公表された「国立社会保障・人口問題研究所 市町村別人口推計」及び「大郷都市計画区域マスタープラン」により、本町における長期的な将来人口を推計すると、おおよそ令和22年には7,000人を下回り、さらに令和42年には5,500人程度まで減少することが予測されている。

全国的に人口減少傾向の局面にあり、本町においても定住人口が増加に転じることは非常に難しい状況にあるため、大郷都市計画マスタープラン（令和3年～令和12年）及び大郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年策定）において将来の目標人口を設定し、その達成を目指すこととしている。特に人口減少対策については、大郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略により「雇用創出」「移住定住」「結婚出産子育て」「住み続けたいまち」を柱とする事業を推進して減少の加速化を食い止める。

表2 人口の見通し



### ③ 産業の動向

産業別就業人口比率は、割合の違いがあっても多い順から第3次産業、第2次産業、第1次産業の順になっており、宮城県全体との比較でも同じ構造となっている。町全体の人口減に比例して、就業人口そのものも減少傾向にある上、急速に進行する少子高齢化や雇用情勢、景気の動向に大きく影響を受けている。

また、令和元年東日本台風による被害や、これまでに例のない新型コロナウイルス感染症により、町内の各種産業が経済的な影響を受けている。

表3 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総数	人 4,806	人 4,733	% △1.5	人 4,225	% △10.7	人 4,172	% △1.3	人 3,765	% △9.8	
第一次産業 就業人口比率	% 13.8	% 13.9	—	% 11.5	—	% 12.0	—	% 11.7	—	
第二次産業 就業人口比率	35.2	29.5	—	26.7	—	27.6	—	27.9	—	
第三次産業 就業人口比率	51.0	56.6	—	61.8	—	60.4	—	60.4	—	

### (3) 行財政の状況

#### ① 行政の状況

本町の行政機構は、令和4年4月現在、町長部局10課3室と議会・選挙管理委員会・監査委員・農業委員会・教育委員会の5事務局を設けている。行政施設は本庁舎のほか、文化・集会施設3か所、スポーツ施設3か所、児童館1か所、老人ふれあいの家及び保健センターがあり、学校教育施設は小学校1校、中学校1校、給食センターがある。職員は町長部局91名、その他機関が16名の合計107名を配置している。

広域行政については、黒川地域の1市2町1村の自治体で構成する黒川地域行政事務組合で衛生処理（斎場、ごみ、し尿）・消防業務・介護認定事務・障害者支援認定区分事務・黒川病院運営等の共通した業務を集約し効率的に行政運営を行っている。

#### ② 財政の状況

本町の令和2年度における決算規模は、令和元年東日本台風災害復旧等の影響があり、歳入89億9,999万円と平成27年度と比較すると約69.6%の増加となった。

令和2年度の財源構成は、自主財源は26億5,521万円（29.5%）、依存財源が63億4,478万円（70.5%）となっており、国庫補助金や地方債において平成27年度と比較すると372.9%の増加となっている。要因としては台風災害対応に対する補助や地方債借入の増加等一時的なものに過ぎず、町税収入額は平成22年度から微増の傾向にあり、その他収入の依存度が高い傾向は続いている。

歳出は、83億8,602万円となっており、平成27年度との比較では、69.6%増加となった。

投資的経費では平成27年度と比較すると223.6%の増加となっており、うち災害復旧事業費については、台風被害によるもので815.6%の増加となっている。

その他経費においても、台風災害対応のため災害廃棄物処理業務をはじめ各経費が増加した為、67.8%の増加となった。

財政分析では、令和2年度の財政力指数は0.47、公債費負担比率は7.8%となっている。

表4 財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額A	4,385,592	5,306,250	8,999,994
一般財源	2,894,536	3,114,026	3,132,597
国庫支出金	546,219	630,145	2,439,488
都道府県支出金	181,900	289,377	781,997
地方債	331,777	334,196	1,156,875
うち過疎対策事業債	0	0	0
その他	431,160	938,506	1,489,037
歳出総額B	3,899,653	4,944,856	8,386,026
義務的経費	1,651,108	1,763,017	1,726,507
投資的経費	490,675	847,548	2,742,362
うち普通建設事業	468,239	623,929	918,548
その他	1,757,870	2,334,291	3,917,157
過疎対策事業費	0	0	0
歳入歳出差引額C (A-B)	485,939	361,394	613,968
翌年度へ繰越すべき財源D	263,271	152,713	190,883
実質収支C-D	222,668	208,681	423,085
財政力指数	0.43	0.42	0.47
公債費負担比率	12.3	10.5	7.8
実質公債費比率	13.7	9.7	8.8
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	83.2	93.0	90.9
将来負担率	63.1	9.1	—
地方債現在高	4,021,509	4,277,446	5,285,259

### ③ 主要公共施設等の整備状況

本町の主要公共施設については、計画的に順次整備が進められているが、町道等の整備状況で舗装率は良好なもの、改良率は十分とはいえず、農道や林道の整備を含めて安全な交通の確保、産業の振興、利便性の確保が重要である。また、今後さらに重視されるべき観光産業の振興からも、交通体系の整備は、現在運行中の住民バスや高齢者交通のふれあい号事業を維持しながら広域交流を視野に入れた効率的な交通ネットワークの整備が必要である。

生活環境施設についても順次整備が進められているが、近年の生活様式の多様化に応じた、快適な環境づくりを目指す整備が必要である。

教育・児童福祉施設では、児童館が平成29年に建築されたばかりではあるが、小中学校校舎や付帯施設については経年による老朽化も進んでおり、計画的な長寿命化による整備や研究を行っていく必要がある。

老人福祉施設は、町内にデイサービスセンター、特別養護老人ホーム、グループホームがあり、環境が整っているといえる。しかし、今後ますます高齢化は進行することから、入所待機者の生じない体制づくり等、今後の課題も残されている。

これらを踏まえ、今後も大郷町公共施設等総合管理計画及び大郷町公共施設等個別整備計画に基づき、計画的・効果的な公共施設等の整備及び管理運営に努めることが必要である。

表5 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市 町 村 道					
改良率 (%)	—	—	—	76.0	77.0
舗装率 (%)	—	—	—	90.0	90.0
農 道					
延長 (m)	—	—	—	141,742	141,742
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	—	—	—	—	—
林 道					
延長 (m)	10,504	10,504	11,604	11,604	11,604
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	—	—	—	—	3.17
水道普及率 (%)	83.7	90.1	93.9	97.2	95.3
水洗化率 (%)	—	—	29.8	57.1	73.2
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	—	—	1.6

#### (4) 持続的発展の基本方針

本町ではこれまで、過疎地域振興特別措置法に基づく過疎地域振興計画により、町道・農道等の整備、農地の基盤整備、産業の振興、上下水道・公営住宅等の生活環境の整備、町民の高齢化に対応した福祉、子育て支援策の充実、医療の確保、さらには学校教育施設、体育・文化施設整備等による教育・文化の振興策をソフト面・ハード面の双方の観点から講じ、平成元年度終了時において過疎団体より卒業した。

しかし、若年層の都市部への流出、少子高齢化の進行、地域産業及び地域コミュニティの担い手不足等、依然として地域活力の低下を招いている。

本町においては、大都市との格差是正を基本理念とする施策だけでなく、町土を保全しながら、自然や文化面における地域特有の個性を生かして都市住民と交流することにより、地域の自立性を育みながら、持続可能な地域社会の形成を図る。

また、地域資源の更なる掘り起こしと活用により、地域活力を向上させ、住みよいまち、将来を担う若者が魅力を感じるまちづくりを目指す。

これらを踏まえて、新たに策定する計画と事業推進のため、県が定める過疎地域持続的発展

方針に沿って、「大郷町総合計画」及び「大郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、次にあげる4項目を持続的発展への基本方針とする。

- 1 産業のさらなる振興で活力のあるまち
  - 持続的な農業と6次産業の育成
  - 雇用創出のための企業誘致の促進
  - 商工業と観光の振興
  
- 2 町民が安心して暮らせる健康なまち
  - 健康は幸せの原点・各種検診と健康づくり事業の推進
  - 医療・介護予防事業の推進
  - 社会福祉の充実
  
- 3 教育のさらなる充実で心豊かなまち
  - 安全安心な学校環境づくりの推進
  - 学力向上対策事業の推進
  - 社会教育環境整備の充実
  
- 4 協働のまちづくりで持続的に発展するまち
  - 安全安心な防災体制の強化
  - 地域コミュニティの活動支援
  - 少子化・人口減少対策の推進
  - 生活環境基盤の整備
  - 行財政運営の効率化

#### (5) 地域の持続的発展のための基本目標

(4)で示した基本方針に基づき、過疎脱却のための基本目標を以下のとおり設定し、目標達成に努める。

目標指標	基準値(令和2年)	目標値(令和7年)
社会動態による住民異動数	16人	令和2年基準値の維持
合計特殊出生率	町 1.06 (参考値) 宮城県 1.20 (確定値)	宮城県と同水準

#### (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、PDCAサイクルの手法により、現行の行政評価制度を

活用しながら、事業内容等の評価を毎年行うこととする。

また、施策の見直しを行う場合は「大郷町総合計画」との整合性を図る。

## (7) 計画期間

計画期間は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間とする。

## (8) 公共施設等総合管理計画との整合

大郷町公共施設等総合管理計画においては、町が保有する公共施設等の総合的かつ計画的な管理運営を実現するため、「供給量の適正化」「既存施設の有効活用」「効率的な管理・運営」の3つの基本方針を設定し、各種取り組みを実施している。

本計画における事業を推進していくにあたっては、大郷町公共施設等総合管理計画及び、大郷町公共施設等個別整備計画との整合を図り、将来負担の軽減と安全・安心な町民サービスを継続的に提供していくため、効果的かつ効率的な公共施設等の整備及び管理運営に努める。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

#### ① 移住・定住

深刻化する人口減少対策は、地方自治体にとって最重要課題の1つであり、子育て支援等の様々な策とともに、良質な住宅地の提供や定住に向けた各種支援が求められている。

本町では、遊休町有地となっていた旧町営住宅跡地を定住促進用分譲宅地として平成23年度と平成24年度に20区画を分譲している。

また、令和元年度には鶉崎地区に「恵の丘」として20区画の分譲、令和4年度には令和元年東日本台風災害からの復興事業の1つとして中村地区に「原団地」として11区画の分譲を開始している。

近隣自治体の都市化傾向を受けて、本町でも快適な住環境と安定した生活を求める町民意識が高まってきている。また、民間活力による宅地開発が計画され、市街地の形成や新たな住宅需要も期待されている。

人口の増加に向けて、良好な地域社会の形成、若者等の定住による地域活性化など良好な住宅地の提供が果たす役割は大きく、民間活力等を導入しながら安定した住宅を供給し、地域に根ざした住宅政策など長期的視点にたった総合的な事業展開が必要となっている。

#### ② 地域間交流

本町では、北海道清水町、山形県舟形町、東京都青梅市の県外3自治体と災害時相互援助協定を締結している。

締結時に民間交流を含めての事業が催されたこともあったが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、現在まで継続して行われているものはない。相互の交流人口増加に寄与するた

めにも、今後も民間レベルでの交流を盛り上げていく等、地域の持続的発展につながる連携方針を検討・実施していく必要がある。

## (2) その対策

### ① 移住・定住の促進

人口増加対策として、良好な住宅環境の整備など、若者の定住促進に向けた総合的な事業の推進を図る。

そのために、周辺の自然環境及び土地利用を十分に考慮しながら、町を東西南北に結ぶ主要幹線道路の周辺に、民間活力等を導入して住宅団地整備を計画する。同時に宅地整備に当たっては遊休町有地の有効活用も行い各種支援制度についても充実させる。

また、町内に増加する遊休地や空き家についても、大郷町地方創生推進連携協議会との連携により、空き地・空き家バンクを活用し定住促進につなげる。

### ② 地域間交流の促進

観光や産業振興も含め、各々の分野における新たな地域の取り組みや魅力を創出していくための事業を推進し、地域力の向上と交流機会の積極的な確保に努める。

目標指標	基準値(令和2年)	目標値(令和7年)
社会動態による住民異動数	16人	令和2年基準値の維持
空き地・空き家バンク活用による移住世帯数	7世帯 (H28～R2の延べ数)	8世帯 (R3～R7の延べ数)

## (3) 計画

事業計画（令和4年度～7年度）

持続的発展施策区分「1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(1) 移住・定住			
	移住定住促進事業	町	
(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
移住定住	空き地・空き家バンク整備事業	町	
	被災住宅再建支援事業	町	
	中粕川復興まちづくり事業	町	
	住宅地造成事業	町	
	民間賃貸住宅建設推進事業	企業	

	宮城県移住支援事業	県・町	
地域間交流	提携都市民間交流事業	町	
	国内・国際交流事業	町	
その他	観光振興事業	町・団体	

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

大郷町公共施設等総合管理計画にかかる施設類型ごとの1. 公共施設（建築物）の8 公営住宅に記載のとおり、施設の計画的な維持管理及び改良を推進する。

また、「大郷町総合計画」に基づき、町外からの移住希望者や町内定住者に対して各種の支援を行っていく。

### 3 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

##### ① 農業

本町の農業は、農用地の約80%を占める水稻及び大豆を中心作物として、畜産や野菜、花き生産の他、仙台都市圏に位置する地域特性を生かし、施設園芸、果樹栽培等による複合的な経営形態が多くなっている。

本町の農業を取り巻く状況は、野生鳥獣による農作物被害が増加し、その対策が急務になっているほか、米価の下落はもとより他の農産物価格の下落による農業所得の低下など長引く景気低迷の中で、労働力の他産業への流出、農業者の高齢化や後継者不足が深刻な問題となっているが、近年は、大規模園芸施設の進出により地域生産額の向上や雇用の増加も図られている。

一方、国民の余暇時間の増大や価値観の多様化等を背景として、自然とのふれあいや農作業の体験を提供するなど、新たなニーズに応じた本町の地域資源の多面的な活用推進も求められており、消費者の健康志向、安全志向、本物志向等を反映し、「有機」・「無農薬」などの農産物に対する認識の高まりに応じ、今後は、公的な認証制度を活用した農産物の生産、供給が必要になっている。

このような状況下、大郷ふるさとプラザ（物産館・開発センター）を拠点施設として位置づけ、加工や販売・サービスまで行い、農産物の付加価値を高めることで、所得の向上や雇用創出につなげる必要がある。

##### ② 地場産業

地場産業としては、特産物として施設野菜、果樹の栽培等が行われている。また、畜産農家が多いことから、農家・農協・町が一体となって「和牛の郷づくり」を推進している。

地場農産物の加工については、「開発センター」を拠点施設に新商品の開発に取り組み、施設野菜やモロヘイヤ、大豆等を利用して、農産加工グループ、町内民間企業、(株)おおさと地域振興公社等が味噌や漬物、その他数多くの加工品の製造に取り組んでいる。

また、生産農家による「おおさと産直友の会」が物産館等で町内外に農産物や農産加工品を提供している。

しかし、「大郷ブランド」としての加工商品が不足しており、その要因としては、ある程度需要が見込める商品も見られるが、その原料生産体制が確立していないといった課題がある。

また、産直施設は、県内いたるところに新設されてきており、良質な商品提供の徹底はもとより、消費者ニーズに合った特色ある商品開発など、競争力向上が必要となっている。

今後は、オリジナリティに富んだ新商品の研究開発を進めながら、農産物や農産加工品の販売体制を確立するため、「物産館」と「開発センター」を一体的な拠点施設として拡充を図り、地場産業を振興する必要がある。

### ③ 商業

本町には、商店街と呼ばれるものはなく、古くからある商店や24時間営業のコンビニエンスストアが点在している状況である。

このような状況の下、本町では商工会に対して、割増商品券発行事業などへの補助金の交付、小規模事業者経営改善資金融資に対して利子補給などを行い、商工業の振興を図っている。しかし、その多くは個別商店の指導にとどまり、商店の魅力向上とにぎわいの創出が課題である。

また、町民の一般生活消費は、近隣の大型スーパー等によるところが大半を占めている状況にあり、既存の商店をどのように活性化させ、町民の消費拡大に結びつけていくかを検討する必要がある。

### ④ 工業・企業誘致

工業統計調査によると、本町には令和2年で製造業29事業所があり、製造品出荷額は、361億1千万円となっている。平成25年は30事業所で、製造品出荷額が267億8千万円であったため、事業所数は減少しているが、製造品出荷額は増加している。

川内流通工業団地は、環境・リサイクル関連企業を集積し、令和3年3月現在14社が立地している。

工業の振興を図るためには、新たな企業誘致だけでなく、町内に立地する企業に対しても積極的に情報等を提供し、企業が求める支援を迅速に行う必要がある。

隣接町村に日本を代表する自動車関連産業及び高度電子機械産業の拠点があり、本町にも関連する企業の進出が期待されている。

本町は、東北自動車道、三陸自動車道と近接し、百万都市仙台、仙台空港、仙台港へ短時間でアクセスできる立地条件にあり、地域未来投資促進法に基づく宮城県ものづくり基本計画で「自動車関連産業」、「高度電子機械産業」、「食品関連産業」等の重点促進区域にも指定されていることから、関連企業の誘致活動を展開している。

企業誘致は、新たな産業、企業を町に誘致することで、雇用の創出や若者の定住促進、税収の増加、地域の活性化など、まちづくりや地域経済に大きなプラス要因となる。特に人口減少問題が重要課題となっている昨今、雇用の場の確保は必要不可欠な施策であり、本町の地域特性に合致した産業や優良企業を戦略的に誘致する必要がある。

## ⑤ 観光

本町は、東に日本三景「松島」、西に「県立自然公園船形連峰」という観光拠点の間に位置しているものの、ほとんどの観光客は、本町を通過するだけの状況にある。

現在、本町の観光拠点となる「大郷町物産館」では、特産品を展示販売し、館内のレストランにおいては、モロヘイヤやずんだ等の特産品を使った料理を提供しており、県内に道の駅や産直等の類似施設が増える中で、観光拠点としての魅力向上のため、さらなる特産品の充実等に努めている。

また、「パストラル縁の郷」では、クラインガルテン事業を展開し、都市と農村の交流を促進し、「支倉常長メモリアルパーク」等の歴史的観光資源を活用し、関連付けながら様々な情報発信を行っている。

さらに、本町の観光資源の保存、活用、周辺整備に努め、観光客の滞在時間が増えるような観光産業を展開し、競争力を高めるため、町民・企業・行政が一体となった観光産業推進体制を確立する必要があるため、現在着手している。

## (2) その対策

### ① 農業の振興

農業の振興については、恵まれた自然環境と都市近郊の立地条件を生かした特色ある農業を目指すとともに、6次産業化により収益を高め、魅力のある農業を推進するために、流通や販売にも農業者が主体的かつ総合的に関わることで活性化を図り、多様化する消費者ニーズに対応するため、品質向上に努めることで付加価値を高める。さらに、大型農業機械等の導入や農地の集約等による省力化を図るとともに、農業所得の向上のため、高収益野菜の作付拡大や特産品の産地化を目指し、今後も企業や法人等が農業に参入できる環境を整備しつつ、新たな農地ニーズに即した農用地の整備及び利活用を推進していくほか、喫緊の課題である野生鳥獣による農作物被害防止対策の推進も図る。

また、都市部との交流人口増加のため、市民農園等を活用し、農業への理解や「土」に触れる体験の場を提供し、新規就農者を含む後継者の確保と育成を図るとともに、様々な制度を活用して農地の集積を推進し、担い手となる農業法人の立ち上げについても支援を行っていく。

潜在的に抱えている労働力不足の解消及び低コスト化を図るため、ドローンの活用や先進技術の導入によるスマート農業を推進し、持続可能な産業としての振興を図る。

### ② 地場産業の振興

地場産業の振興については、「開発センター」を拠点に新商品の研究開発を行いながら、「大郷町物産館」を拠点に開発された商品や地場産品の販売を行い、イベント等の開催、SNS等も活用し「大郷ブランド」を内外に広く発信することで需要の拡大を図る。

また、観光ルート等を利用して新たな販売・流通の確保を行うとともに、安定供給するための生産体制、販売体制の充実を図る。

### ③ 商業の振興

商業の振興については、商工会等により実施される各種事業に対する支援や個別商店指導の徹底、創業や事業継承の支援、商業者に対する制度改正等の情報提供を行うことにより、既存の商店を活性化させ、商業基盤の強化を図る。

### ④ 工業の振興・企業誘致

工業の振興については、宮城県や関係機関との連携を強化し、各種支援制度等の情報を積極的に提供する等、立地企業の支援・育成に努めることで、安定した雇用と新たな雇用創出を生み出す。

また、立地企業と町内外企業との新規取引の開拓や、新たなビジネスパートナーとの出会いの支援に努める。

企業誘致については、遊休町有地を利用した誘致や、民間活力による新たな工業団地整備を誘導し、自動車関連産業や高度電子機械産業、食品関連産業等、本町の地域特性に合致した優良企業の誘致を促進し、新たな雇用の創出や、若者の定住促進、税収の増加、地域の活性化を図る。

また、町内企業に向けて無人航空機に関する知識と理解を積極的に発信することで、関連企業の進出への環境整備を行い、誘致を促進する。

### ⑤ 観光の振興

観光の振興については、町民・企業・行政が一体となった観光産業推進体制を確立し、町内に点在する観光資源の見直しと周辺整備を図るだけでなく、これまで個別の「点」であった拠点を、「大郷町物産館」を中心の観光拠点施設として位置付けることで、「パストラル縁の郷」「支倉常長メモリアルパーク」「旧櫻井家住宅」等、他の観光拠点と線で結び新たな魅力の創出に努める。そのため、今まで本町になかったDMO等の設立支援を行い、新たな観光資源の掘り起こしも行いながら、観光まちづくりを推進する。

恵まれた自然資源を利用し、都市と農村の交流を促進するため、「パストラル縁の郷」を基点としたクラインガルテン事業やワーケーション事業等、民間活力による事業等についても支援を行う。

目標指標	基準値(令和2年)	目標値(令和7年)
農業経営中心経営体数	個人 57・組織 25	個人 57・組織 28
中心経営体経営面積	1,201ha(集積率 60%)	1,718ha(集積率 86%)
企業事業所数	32	36
年間観光入込客数	625,025人	720,000人

### (3) 計画

事業計画（令和4年度～7年度）

持続的発展施策区分「2 産業の振興」

事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
(1) 基盤整備			
農業	農地整備事業	県	
	農地防災事業	県	
	土地改良関連等負担金・補助金	町	
	多面的機能支払交付金事業	町	
	農業振興総合支援事業	町	
	農地耕作条件改善事業	町	
	農業用施設管理事業	町	
	農業用施設整備事業	町	
	農業振興事業	町	
	土地改良関連等負担金・補助金	町	
林業	森林病虫害防除事業	町	
(3) 経営近代化施設			
農業	園芸振興品目導入事業	町	
	園芸用ハウス整備支援事業	町	
(4) 地場産業の振興			
	商品開発支援事業	町	
(5) 企業誘致			
	企業立地の促進	町	
	企業進出支援事業	町	
(7) 商業			
	商工会支援事業	町	
	商工業者起業支援事業	町	
(9) 観光又はレクリエーション			
	観光関連施設整備事業	町	
	町立公園整備事業	町	
	大郷町物産館屋内遊具設置事業	町	
	屋外アクティビティ施設整備事業	町	
	貸農園環境整備事業	町	
	農泊クラインガルテン推進事業	町	
	観光拠点周辺道路整備事業	町	
	観光拠点巡回バス運行事業	町	

	観光地域づくり推進事業	町	
	観光情報総合発信事業	町	
	観光PR事業	町	
	まつり・イベント支援事業	町	
(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
商工業・6次産業化	大郷ブランド確立・支援事業	町	
	6次産業化支援事業	町	
観光	DMO等設立支援事業	町	
企業誘致	国産ドローン開発・製造企業の誘致	町	
その他	ドローン活用推進事業	町	
(11) その他			
	後継者支援対策事業	町	
	新規就農者受入支援事業	町	
	ICT・スマート農業推進事業	町	
	農村活性化センター建設事業	町	
	大郷産牛消費拡大事業	町	
	販路拡大支援事業	町	
	中小企業等経営支援事業	町	
	民間人材活用事業	町	

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

大郷町公共施設等総合管理計画にかかる施設類型ごとの1. 公共施設（建築物）の11 産業系施設に記載のとおり、日常点検や定期点検等を実施し、予防保全に努めるとともに計画的な維持管理を推進する。

また、観光・レクリエーション施設は、現在管理を行っている指定管理者や民間事業者と連携し、既存施設の整備・保全を図りながら、新たなニーズに応じた改修や増設について積極的に検討を行っていく。

#### (5) 産業振興促進事項

##### ① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
大郷町全域	製造業、情報サービス業等 農林水産物等販売業、旅館業 観光業、農業	令和4年4月1日から 令和8年3月31日まで	

## ② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)その対策、(3)計画のとおり実施するものとし、実施に当たっては周辺自治体及び関係団体等との連携に努める。

## 4 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

#### ① 情報化

生活・産業・経済活動などが多様化する中で、町民と行政の情報共有を図るため、町からの積極的な情報提供に対するニーズが高まっている。

このような状況下、町民に対する情報通信基盤として、光ファイバー網の整備、さらには防災行政無線による緊急情報及び行政情報を提供する全町的な通信基盤が整備されている。

産業活動や町民生活を支える一層の情報化の推進が求められており、町民生活の利便性を高める情報通信基盤の充実及び提供する情報の高品質化が必要となっている。

また、国は、デジタル社会の将来ビジョンに「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、「誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化」を進めるため、令和3年9月にデジタル庁を設置した。その際の重要な概念として「デジタルを手段として変革を進めること」(DX:デジタルトランスフォーメーション)を掲げており、DXとは、「デジタル技術とデータの活用を推進し、住民本位の行政、地域社会に再構築するプロセス」で、短期間で実現できるものではなく、中長期的な展望を持って着実に進めていくことが重要になっている。

令和元年東日本台風時のように、今後も断続的に発生が予想される災害に備え、町民の生命及び財産を守るために、迅速かつ的確な情報が提供できるよう、情報通信基盤の整備と効果的な運用が求められている。

### (2) その対策

#### ① 情報化の推進

行政情報提供体制の向上を図り、町民の生命及び財産を守るため、各種災害時の緊急情報提供手段である防災行政無線の効果的な運用を行うため、設備の更新も含めて促進する。

また、町民生活の利便性を高めるため、電子申請システム等の双方向情報交換基盤の整備に努め、充実と効果的な運用を図る。

国、県の指針に従って、DXの概念を念頭に置いた環境の更新を行っていく。

目標指標	基準値(令和2年)	目標値(令和7年)
防災行政無線システム更新	平成17年度運用開始	更新検討
町LINEアカウント登録者数	938	2,000

### (3) 計画

事業計画（令和4年度～7年度）

持続的発展施策区分「3 地域における情報化」

事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
情報化	自治体D X推進事業	町	
	広域W i - F i 環境整備事業	町	
(3) その他			
	防災行政無線機器更新事業	町	
	I C T 講習会等実施事業	町	

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

大郷町公共施設等総合管理計画において、該当する施設について特に定めはないが、大郷町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、公共施設等の整備にあたっては、事業効果、効率性及び必要性を十分に検討して実施する。

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### ① 道路網

本町の道路網は、町を東西に通る県道大和松島線を軸として、東西方向では、県道石巻鹿島台色麻線、県道竹谷大和線、南北方向では、県道利府松山線と県道小牛田松島線の県道が5路線あり、これらの県道と、本町周辺を通る国道、自動車道などにより各方面と結ばれている。

法定要件によって整備する国県道に対して町道は、有機的に構成された道路網の最小路線で毛細血管のような作用をなすもので、その性質上、時々町民ニーズにより整備路線を決定している。令和3年度現在、町道が171路線、その他に農道や生活道路等がある。

本町では、町道等の道路整備、改良を推進してきたことにより、道路交通の利便性が向上した。しかし、利便性が向上したことにより、一般車両や大型車両の通過交通量も増加した。

近年、歩道がない道路で、通学中の児童が交通事故に遭遇する事例が発生しており、本町においても、近年の交通量増加を背景に通学路として使用されている町道について歩行者と車両通行帯を分離し、通学児童・生徒の安全性を向上させるため、通学路として使用されている町道への歩道整備等が急務となっている。

## ② 地域公共交通

本町の交通手段は、自動車に頼らざるを得ない状況となっており、町民の足の確保を図るため、平成12年7月から住民バスを運行している。

住民バスは、近隣自治体の公共機関やJR駅に接続し、5台体制で運行しており、通勤・通学・通院者等に利用されている。

これまでバス停の増設及び路線の延長、ダイヤ改正、土日試験運行等により利便性の向上に努めてきたが、高齢化や利用者ニーズが多様化する中で、利用動向を的確に把握し、さらなる運行の充実を図る必要がある。

また、利用者ニーズに対応した、より効果的で効率的な公共交通体系を確立するため、令和2年度から75歳以上（令和4年度より70歳以上）の高齢者を対象に、登録制による「ふれあい号」の本格運行を開始したが、他にもデマンド交通の導入など継続的かつ総合的な公共交通のあり方について検討していく必要がある。

## (2) その対策

### ① 道路網の整備

利用者ニーズに基づき、徒歩通学児童・生徒が多く、自動車交通量も多い路線から道路改良を進める。その際、小学校が指定している「半径2km以内」の徒歩通学圏に住む児童が、家から学校までの区間を安全で継続的に構成された歩道帯を歩いて通学できる道路網を構築する。通学路の道路整備を行うため、計画づくりの初期段階から、関係する町民・事業者等に情報を提供したうえで、広く意見を聴き効果的かつ計画的な道路整備を推進する。

また、用地制約が少なく、民家や団地の多い道路には歩道帯の設置も行う。

### ② 地方公共交通の確保

町内及び近隣自治体の公共機関、医療機関、JR駅との接続を維持し、町民の利便性と福祉の向上を図るため、住民バスのさらなる運行の充実を目指す。

また、利用者ニーズに対応した、より効果的で効率的な公共交通体系を確立するため、デマンド交通の導入や広域公共交通の検討等、継続的かつ総合的な公共交通の構築についても検討する。

目標指標	基準値(令和2年)	目標値(令和7年)
住民バス乗車数	39,264人	50,000人

### (3) 計画

事業計画（令和4年度～7年度）

持続的発展施策区分「4 交通施設の整備、交通手段の確保」

事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
(1) 町道			
道路	道路新設事業	町	
	道路維持管理事業	町	
	道路交通の安全確保事業	町	
橋りょう	橋りょう維持管理事業	町	
(2) 農道			
	農道維持補修事業	町	
(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
公共交通	住民バス運行事業	町	
	ふれあい号運行事業	町	
	デマンド交通導入事業	町	
(10) その他			
	LED道路照明灯交換事業 (みやぎ環境交付金)	町	

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

大郷町公共施設等総合管理計画にかかる施設類型ごとの管理に関する基本的な方針2. インフラ資産の1道路に記載のとおり、事後における補修・修繕から、計画的かつ予防保全型維持管理に転換し、維持・管理、更新費用の平準化に努める。

また、2橋りょうに記載のとおり「大郷町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、損傷・劣化が小さいうちから対策を実施する予防保全へと移行することで、ライフサイクルコストの縮減を図るとともに、適切な維持管理を継続的に行う。

## 6 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ① 上下水道

水道施設は、町民の重要なライフラインであり、現在（令和2年度末）の普及率は95.3%に達し、町民の衛生的で文化的な生活に欠くことのできない基盤施設となっている。

しかし、上水道を取り巻く環境は、年々厳しい状況となっている。水道施設の老朽化、石綿セメント管の布設替、地震等緊急時の備え、人口減少に伴う水需要の減少、修繕費の増加等々、多様な課題に取り組みながらの難しい事業経営となっている。

下水道については、本町では、公共下水道事業、農業集落排水事業、戸別合併処理浄化槽事業を導入し、生活環境の改善、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を図ってきた。

しかし、近年、住宅団地の整備、老人福祉施設の整備などが進み、下水道を取り巻く状況が大きく変化している。

また、人口の減少や、下水道施設の老朽化が進み、使用料収入が伸び悩む中、維持費が上昇するなど、経営環境の厳しさが増している。

## ② ごみ処理及びし尿処理施設等

本町の廃棄物処理及びし尿処理は、黒川地域行政事務組合で行っている。

一般廃棄物の排出量（令和2年度実績 2,533 t）については、排出抑制に向けたリサイクルの推進に取り組んでおり、年々減少傾向にある。

しかし、分別の不徹底など課題も多く、あらゆる機会を通じて分別に対する意識の向上に努める必要がある。

産業廃棄物の処理については、民間事業者が行っているが、排出事業者においても排出抑制、リサイクル等への積極的な取り組みが求められている。

今後、環境への負荷が軽減される循環型社会の形成に向け、町民・事業者・町などが各々の役割を担いながら不要なものは買わない（リフューズ）、ごみの排出を抑制（リデュース）、再利用（リユース）、修理して使う（リペア）、再資源化（リサイクル）からなる5R推進のさらなる取り組みが必要となる。

## ③ 住環境

本町は、町を東西南北に結ぶ主要幹線道路周辺に住宅地、川内流通工業団地周辺に工業地、大郷町物産館周辺に商業地が形成されている。

宮城県のほぼ中心に位置し、地価が安価で良好な交通アクセスから、民間活力による商工業用地や宅地開発が期待されてきた。現在は、三陸自動車道松島大郷IC近隣に民間活力による宅地開発が計画され、周辺への市街地形成も期待されている。

活力あるまちづくりのためには、子育て世代の定住促進、都市的機能の充実、就業場所の確保、町の中心となる中心拠点としてのにぎわい機能の集積が求められている。

## ④ 消防・防災

本町の防火体制は、黒川地域行政事務組合消防本部（署）と協力し、町民の理解を得ながら、消防団、婦人防火クラブ、自主防災組織等の充実・強化を推進し、防火思想の向上と火災予防の徹底に努めるとともに、消火活動に支障がないように、防火水槽・消火栓等の整備を行っている。

防災については、東日本大震災や令和元年東日本台風を教訓とし、次なる災害に備え各種防災対策として災害用物資の備蓄の充実・強化、災害情報伝達体制の充実、国・県及び他自治体や団体、自主防災組織との連携、協力体制を整えていく。

全世界的な気候変動により災害が複雑多様化してきており、町民生活安全確保の観点から、

消防体制のより一層の充実強化が望まれる中、黒川消防署大郷出張所において常備消防及び救急体制の強化が進んでいる。

しかしながら、消防活動の中核を担う黒川地域行政事務組合消防本部庁舎（黒川消防署及び通信指令センターを含む。）の立地は、吉田川・鳴瀬川洪水浸水区域（平成28年6月30日公表）に当たり、応急対策活動に支障が及ぶ懸念があるため、洪水浸水のない造成地に早急な移転を進めるものとする。

また、消防団については団員の定数割れの状態が続いており、非常時における人員確保が懸念される状態にあり、少人数でも活動が可能で、より消火能力の高い消防ポンプ自動車等の導入等、消防設備の充実を進める必要がある。

## **(2) その対策**

### **① 上下水道の整備**

公共水域及び地下水の汚濁・汚染を防止し、水道水の水源を確保する。

上水道に対する町民の高度かつ多様な期待と要求に対応できるように、広域的視点に立った上水道施設の整備を図っていく。

石綿セメント管の布設替、老朽管の更新等、耐震性の向上も図りながら管路の保全を適切に行っていく。

下水道については、地域の特性に合致した総合的な下水道整備計画を推進し、公共用水域の水質保全と快適な生活環境の向上を図る。

### **② ごみ処理及びし尿処理施設等の整備**

一般廃棄物処理施設であるごみ処理及びし尿処理施設や火葬場の管理運営については、環境保全に万全を期すため、広域圏内での共通認識のもとで衛生的かつ適正に実施する。

生活様式の多様化等による廃棄物の増加に対応して、関係自治体や民間業者と連携し広域処理体制の充実を図っていく。

また、循環型社会の形成に向けた意識啓発のため5Rの概念・取り組みについて、普及啓発を促進していく。

### **③ 住環境の整備**

地域の特性に配慮し、周辺の自然環境と調和した市街地の形成を図るため民間活力等を導入しながら、整備・開発・誘導に努める。

また、新たな交流人口獲得のために、道の駅おおさと周辺を核とする中心拠点を形成し、賑わい創出のための機能の集積に努める。

人口増加に即効性のある効果をもたらすため、町を東西南北に結ぶ主要幹線道路沿いに小規模の住宅団地造成を行って移住を促すとともに、既存町営住宅の整備も適宜行っていく。

### **④ 消防・防災体制の整備**

防災の取り組みについては、避難情報の伝達や避難所運営等、令和元年東日本台風災害における各種対応の課題を再検証し、大郷町地域防災計画に基づき災害対策本部や避難所の開設・運営等の訓練を実施して、災害発生時に、迅速かつ円滑な対応ができるよう体制を整備するとともに、消防・防災に対する町民意識の向上を図る。

また、各地区の消防・防災施設、設備の計画的な整備と拡充を行うとともに、消防団の組織・人員・装備の充実と強化を図る。

さらに、各自主防災組織においても、備蓄、装備品の拡充を行うことで、防砂体制の強化を図る

目標指標	基準値(令和2年)	目標値(令和7年)
水洗化普及率(公共下水道)	82%	83%
水洗化普及率(農業集落排水)	77%	83%
水洗化普及率(戸別合併浄化槽)	54%	56%
家庭形一般廃棄物排出量	214 kg/年	193 kg/年

### (3)計画

事業計画（令和4年度～7年度）

持続的発展施策区分「5 生活環境の整備」

事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
(1)水道施設			
上水道	老朽管更新事業	町	
	配水管布設及び布設替事業	町	
(2)下水処理施設			
公共下水道	公共下水道事業	町	
農村集落排水施設	農業集落排水整備推進事業	町	
その他	公共浄化槽整備推進事業	町	
(3)廃棄物処理施設			
ごみ処理施設	黒川地域行政事務組合負担金 (ごみ焼却処理分)	町	
	黒川地域行政事務組合負担金 (最終処分費)	町	
し尿処理施設	黒川地域行政事務組合負担金 (し尿処理費)	町	
(4)火葬場			
	黒川地域行政事務組合負担金	町	

	(黒川浄斎場)		
(5) 消防施設			
	黒川地域行政事務組合負担金 (消防事業)	町	
	消防施設設備整備事業	町	
(6) 公営住宅			
	災害公営住宅整備事業	町	
	公営住宅ストック改善事業	町	
(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
生活	木造住宅耐震診断・改修事業	町	
	交通安全対策事業	町	
危険施設撤去	危険ブロック塀除去事業	町	
防災・防犯	防災・防犯対策事業	町	
	防災住環境整備支援事業補助金	町	
その他	かわまちづくり事業	国・町	
(8) その他			
	公有財産管理事業(水路・赤道・ため池等)	町	
	河川維持管理事業	町	
	河川・ため池水質検査事業	町	
	環境クリーン巡視事業	町	
	自主防災組織活動支援事業	町	
	大郷町総合防災訓練	町	
	災害時燃料・食料備蓄	町	
	防犯灯整備事業	町	
	ごみ分別推進事業	町	
	水洗化促進向上事業	町	
	ふれあいセンター21 施設 維持管理補修事業	町	

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

大郷町公共施設等総合管理計画にかかる施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 2. インフラ資産に記載のとおり、上水道施設においては耐震化を進め、安定した給水の確保を図るため、予防保全的な観点から施設の維持管理に取り組む。下水道施設においても、長寿命化計画を策定し、損傷・劣化が小さいうちから対策を実施する予防保全へと移行することでライフサイクルコストの削減を図り、適切な維持管理を継続的に行う。

公営住宅については 1. 公共施設（建築物）に記載のとおり、大郷町公営住宅等長寿命化計画

に基づき、施設の計画的な維持管理及び改良を推進する。

また、広域行政事務組合で共同管理を行っている各施設においては、構成市町村との連携のもと、効果的・効率的な整備を継続的に行っていく。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ① 少子化対策・子育て支援

昭和40年代後半の第2次ベビーブーム以降、30年以上にわたって合計特殊出生率が低下し、出生数は年々減少傾向にあり、少子化が急速に進んでいる。

このような中、本町は次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画として「大郷町次世代育成支援行動計画」を作成し、次代を担う子どもたちが健やかに育つことができる環境をつくり、子育てがしやすい町となるよう、各種施策の推進に取り組んでいるが、少子化の傾向は依然として続いている。

少子化の原因は、社会・経済環境の変化に伴う若者の不安定な生活基盤、結婚に関する負担感などによる、未婚化が大きな要因であるといわれている。また、地域とのつながりの希薄化、地域を基盤とした子育て力の低下、児童虐待やいじめ・ひきこもりなど、子どもと親を取り巻く環境もより複雑・多様化している。

このように、少子化対策・子育て支援を推進するには、幅広い観点から問題意識の共有を図り、多岐にわたって総合的な施策を講ずるための共通認識を必要とする。つまり、地域社会全体での意識改革と、子どもと家族を大切にする観点からの施策の充実を図るためには、総合的かつ体系的で多角的な政策の形成が必要となっている。

核家族化の進行、女性の雇用機会の拡大による社会進出、離婚の増加等の社会情勢の変化、価値観の多様化等を背景として、児童・ひとり親家庭への福祉の重要性はますます高まる傾向にある。

本町では、平成15年に開所した大郷町乳幼児総合教育施設「すくすくゆめの郷」を、令和2年4月より民間運営の「すくすくゆめの郷認定こども園」に移行し、あわせて3歳児保育を実施した。また、子育て支援の拠点施設のひとつとして、平成29年4月に「大郷町児童館」を建設し、児童の居場所づくりや健全育成の推進、子育て家庭等の相談・交流の場を提供しているが、今後ともよりきめ細やかな保育の実現と子育てに対するよりよい環境づくりに努める必要がある。

また、ひとり親家庭や障害のある子どもがいる家庭については、関係機関と連携しながら、個々のニーズに合わせたサービスの提供に努める必要がある。さらには、親子がともに成長できる環境づくりや子育てへの幸福感を共有できる地域づくりを推進する必要がある。

#### ② 高齢者・障害者（児）等福祉

医学の進歩や関連技術の高度化に伴い、平均寿命が延びる一方で、健康寿命と平均寿命の格差が大きくなることや、合計特殊出生率の低下による少子高齢化が社会的な課題となっている。

本町の高齢化率（38.7%）は県平均（25.2%）と比較しても高く、高齢化率の進行を抑えることは難しい状況になっており、今後は、介護や生活支援を必要とする高齢者の増加が大きく見込まれることから、介護保険事業や高齢者福祉の充実、強化が強く求められている。

そのためには、地域を挙げて介護予防事業や認知症予防事業に取り組むとともに、高齢者の生きがいがづくりや社会参加、交流活動などと調和を図りながら、これらの事業を効果的に推進する必要がある、全ての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮すためには、在宅支援や地域包括ケアシステム等の支援体制を強化する必要がある。

また、障害者（児）が地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携しながら、地域での自立支援を基本とした各種施策を総合的に推進する必要がある。

高齢化の進行と障害は表裏一体の関係にあり、障害の重度化、介護者の高齢化等への対応も強く求められる状況にあることなどから、とりわけ日常生活での居場所や居住系サービスの充実も急がれている。

一方、働く意欲のある障害者（児）への就労支援や、就労の受け皿となる事業所の整備等、在宅生活を含めた自立支援を多面的に推進する必要がある。

### ③ 健康づくり

健康で生きがいのある生涯を過ごすために、胎児期から高齢期の保健事業の充実、実施体制の強化を図っていく必要がある。

乳幼児については、次世代育成支援計画に基づき、健全な子どもを育成するための支援に取り組んでいるが、望ましい生活習慣の確立に向けた取り組みをさらに充実させていく。

働き盛りの年代については、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合が高く、高血圧症や糖尿病等の生活習慣病のリスクが高い人が多いことから、生活習慣病予防のための周知啓発や健康教室等の充実を図っていく。

高齢者については、フレイル対策のための介護予防を含めた健康づくりの周知啓発・保健相談の充実に取り組む等、各世代に合わせた事業の展開を図る。

## (2) その対策

### ① 子育て環境の確保・充実

安心して妊娠・出産ができる環境整備のため、特定不妊治療費の助成や妊婦健診等の生まれる前の補助から、保育サービスを含む児童福祉の充実による仕事と子育ての両立支援、子育ての不安を解消するための支援等、全ての子育て家庭を支える取り組みを進めるため、地域・企業・行政が連携して、町民主体の活動が積極的に行われるよう環境の整備を図る。

また、児童の健全育成とひとり親家庭に対して温かい援助活動が行われるような、社会環境の形成を図る。

### ② 高齢者・障害者（児）等福祉の充実

高齢者や障害者（児）が、住み慣れた地域社会の中で豊かな日常生活を送れるように生活環

境の整備促進や支援体制の充実、町民の福祉意識を醸成し、豊かな福祉社会の実現を図る。

また、高齢者や障害者（児）の社会参加を促進するため、世代間交流や各種活動への参加の機会を拡充するとともに、地域の中で互いに支えあう地域包括ケアシステムの構築を推進する。

### ③ 健康づくりの推進

健康で生きがいのある生涯を過ごせるよう、「自分の健康は自分で守る」という意識の醸成を図り、「栄養・運動・休養・検診」の4つの柱を中心に保健事業を推進する。

各種検診から精密検査までの一貫した受診奨励に努めるとともに、気軽に相談できる窓口の充実を図る。

町民の現状に照らし合わせ、生活習慣病の予防対策を強化するため、関係機関と連携を図りながら、望ましい食習慣や運動習慣を身に付けられるよう、家庭訪問や各種教室等で支援する。

目標指標	基準値(令和2年)	目標値(令和7年)
がん検診受診率	17%	23%
特定健診実施率	46%	60%
特定保健指導実施率	34%	60%
後期高齢者医療保険健診実施率	21%	30%

### (3) 計画

事業計画（令和4年度～7年度）

持続的発展施策区分「6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」

事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
(1) 児童福祉施設			
児童館	児童館運営事業	町	
	児童館施設整備事業	町	
	放課後児童支援員キャリアアップ 処遇改善補助金	町	
(2) 認定こども園			
	地域子育て支援拠点事業	町	
	保育事業負担金	町	
	児童保育給食費無償化事業補助金	町	
	通園バス運営事業補助金	町	
	障害児保育事業補助金	町	
	延長保育事業補助金	町	
	一時預かり事業補助金	町	

	子育てのための施設等利用給付補助金	町	
(3) 高齢者福祉施設			
老人福祉センター	老人ふれあいの家「心郷」改修	町	
(7) 市町村保健センター			
	保健センター施設・設備整備事業	町	
(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
児童福祉	児童手当事業	町	
	母子福祉対策貸付事業	町	
	母子・父子家庭医療費助成事業	町	
	すこやか子育て医療費助成事業	町	
	出産祝金事業	町	
	ブックスタート事業	町	
	育児用品支給事業	町	
	病後児保育事業負担金	町	
	養育医療給付費	町	
	国民健康保健子育て支援補助金交付事業	町	
	のびのび相談事業	町	
	3歳児一般・精密健診(聴覚検査)	町	
	妊婦健康診査業務	町	
	乳児健康診査業務	町	
	乳幼児健康診査業務	町	
	産婦健康診査業務	町	
	新生児聴覚検査業務	町	
	予防接種業務	町	
	里帰り等妊婦健診助成事業	町	
	里帰り等産婦健診助成事業	町	
	里帰り等新生児聴覚検査助成事業	町	
	特定不妊治療費助成事業	町	
	乳幼児予防接種補助金	町	
造血幹細胞移植後ワクチン再接種費補助金	町		
高齢者・障害者福祉	老人福祉事業	町	
	障害者医療費助成事業	町	
	育成医療給付費	町	
	ふれあい号管理事業	町	
健康づくり	国民健康保険各種検診料助成事業	町	
(8) その他			
	感染症対策事業	町	

	がん対策事業	町	
	健康増進事業	町	
	歯科保健事業	町	
	精神保健事業	町	
	食育推進・食生活改善事業	町	
	被災者支援事業	町	
	生活支援員業務	町	
	在宅福祉事業	町	
	一般介護予防事業	町	
	包括的支援事業・任意事業	町	
	成年後見制度利用促進事業・権利擁護事業	町	
	在宅医療・介護連携事業	町	
	生活支援体制整備事業	町	
	認知症総合支援事業	町	
	社会福祉総務事業	町	
	障害者・児童福祉事業	町	
	介護保険関連事業	町	

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

大郷町公共施設等総合管理計画にかかる施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 1. 公共施設（建築物）の 4 保健福祉施設、6 その他教育施設、7 子育て支援施設に記載のとおり、日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに計画的な維持管理や修繕を推進する。

## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

#### ① 地域医療

本町が属する仙台医療圏は、患者が自らの居住する医療圏内の医療機関で受診する割合が、外来 99%、入院 99%となっており、他圏域と比較して一番高い数字となっている。

中でも、黒川圏域で維持・運営を行っている「公立黒川病院」及び、町内に存する民間医療機関への依存度が非常に高い。

また、休日、夜間の一次救急は、黒川医師会による休日当番医制及び公立黒川病院による夜間診療で対応している。

しかし本町では、急速な高齢化、生活習慣病等による医療を要する人の増加や多様化する医療ニーズに対応し、町民がいつでも安心して必要な医療を受けられるようにしていくため、地域の医療体制のさらなる充実に向け、医療機関及び医療関係団体との医療提供体制の構築によ

るより一層の連携強化が重要となっている。

## (2) その対策

### ① 医療の充実

いつでも安心して医療が受けられるよう、医療機関及び、医療関係団体との連携強化に努め、地域医療体制づくりを推進し、患者の症状や程度に応じた医療機関での受診ができるよう、一次医療から三次医療にわたる相互連携を強化し、医療体制の充実を図る。

今後需要増加が見込まれる慢性期医療についても、各関係団体との連携を強化していく。

目標指標	基準値(令和2年)	目標値(令和7年)
休日当番医実施日数	71日	71日

## (3) 計画

事業計画（令和4年度～7年度）

持続的発展施策区分「7 医療の確保」

事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
その他	黒川地域行政事務組合負担金 (公立黒川病院)	町	
	黒川地域行政事務組合負担金 (介護認定審査会費)	町	
	黒川地域行政事務組合負担金 (障害支援区分認定審査会費)	町	
	地域医療確保事業	町	
	在宅医療・介護連携推進事業	町	

## (4) 公共施設等総合管理計画との整合

大郷町公共施設等総合管理計画において、該当する施設については特に定めがないが、広域行政事務組合で共同管理を行っている各施設においては、構成市町村との連携のもと、効果的かつ効率的な整備を継続的に行っていく。

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ① 幼児教育

本町では、平成 15 年に大谷・粕川・味明・大松沢の 4 小学校に併設されていた 4 つの幼稚園を統合し、地域ニーズに対応した乳幼児教育を実現するため、幼稚園・保育園・子育て支援センターを併設した大郷町乳幼児総合教育施設「すくすくゆめの郷」を開設した。

令和 2 年 3 月に、待機児童の解消、3 歳児保育の受入れ、行政コストの削減を図りながら幼児教育・保育の質を確保していくため、乳幼児総合教育施設「すくすくゆめの郷」の閉園を決定し、幼保連携型認定こども園への移行に向けた施設改修等を実施し、令和 2 年 4 月には、幼保連携型認定こども園「すくすくゆめの郷こども園」が開園し、子育て支援センターを含めた民間による幼児教育が開始された。

#### ② 学校教育

本町は、平成 20 年に明星・大松沢の 2 中学校を 1 校に、平成 24 年に大谷・粕川・味明・大松沢の 4 小学校を 1 校に統合して学校の適正規模化を図り、現在、大郷小学校 1 校、大郷中学校 1 校の計 2 校がある。

教育施設面においては、統合を実施するにあたり、小学校は校舎の増築と既存校舎の改修、体育館の新築を行い、中学校は体育館の新築を行ったが、老朽化が進んでいる施設・設備が見られるため、計画的な整備を進める必要がある。

本町では、学力検査等の結果の分析に基づく指導法の改善と教職員の研修を実施し、確かな学力の定着に努めている。

しかし、学力の基礎・基本の定着が十分でない児童生徒も見受けられることから、個々の理解度を把握し、児童生徒一人ひとりの能力・特性に応じた少人数指導等の支援を図る必要がある。

特別な支援を要する児童生徒数は、本町においても増加傾向にあり、ノーマライゼーションやインクルーシブ教育の要望に対応することや、さらに「障害者を理由とする差別の解消に関する法律」が平成 28 年 4 月から本格施行されたことにより、特別支援教育に携わる指導者のさらなる資質向上と特別支援コーディネーターなどの人員の確保を図ることが重要となっており、それに伴い施設・設備についても拡充が必要となっている。

近年は、毎年新たな不登校児童生徒が出ており、平成 30 年度には不登校出現率が宮城県及び全国平均より高い状況になった。そのため、小・中学校や保護者、関係機関との連携を密にし、行きたくなる学校づくりや相談支援体制の整備など新たな取り組みが必要になっている。令和 2 年 5 月より、子どもの心のケアハウスを設置し、不登校児童生徒へのケアと自立支援を行っている。

児童生徒の健康面においては、肥満度が依然として高い傾向にある。予防対策について、関係部局と連携し健康意識の向上を図るために家庭への啓発に努め、小・中学校での適切な保健指導を進めていく必要がある。

食物アレルギーに関しては、保護者・教職員・学校給食センターとの連携を密にし、個々の

児童生徒の状況把握と情報共有を図っているが、個々のニーズに可能な限り対応できるように今後も万全の体制で臨むよう努めていかなければならない。

国際化やグローバル化の進展により、日本語指導が必要な外国人子女の公立学校就学が増加しており、日本語の日常会話が不十分な児童生徒に対し、学校環境に適応した日本人同様の教育が提供できるように、特別指導や指導体制の整備が必要となっている。

また、本町には高校・大学等が設置されていないため、義務教育課程における教育のさらなる充実を図り、町に大きく貢献できる優秀な人材を育成する必要がある。これまで以上に重要となっていくことから、児童生徒が希望する高校・大学へ進学できるようにする支援を継続的に行う必要がある。

### ③ 社会教育・生涯学習

社会情勢に対応した知識、技能の取得、自己の充実や生きがいの追求などが求められている今日、幼児期から高齢期に至るまでの町民が、自由に学ぶことができる社会教育・生涯学習の推進が必要であることから、幼児教育から社会教育等のあらゆる段階を学習機会の一つとして捉え、家庭や地域、教育機関が相互に協力し、社会全般にわたって展開していかなければならない。

本町においては、青少年・高齢者等、各年代層にあった各種社会教育事業を実施しているが、参加状況をみると少年や高齢者の参加は多いものの20歳代から50歳代の青年や家庭を支えている年代の参加は少なく、特に青年層の参加が極端に少ない状況となっている。この要因としては、時間や経済面、育児や家事等の事情により、学習意欲があっても参加が難しい状況にあると考えられる。

このような状況下、多様な学習内容に対応した情報提供と学習指導を進めるため、町の各部局が連携した一元的な生涯学習体制の確立が必要となっている。

今後は、町民が気軽に学習活動に参加できるような事業の企画、内容の見直しを実施し、併せて町民の中から広く専門的知識を持った人材を発掘し協働することで、学習意欲の向上を図る環境を整える。

## (2) その対策

### ① 幼児教育の充実

「大郷町に生まれた全ての乳幼児を大郷町で保育する」という認識のもと、乳幼児期の発達課題を踏まえて、幼保連携型認定こども園との連携による「めざす幼児像」の実現を目指す。また、学ぶ土台づくりと心の豊さを重視した個々の特性を生かす教育を行うため、幼保連携型認定こども園の教育環境や施設・設備の充実を関係部署と連携して支援する。

### ② 学校教育の充実

小学校・中学校1校ずつという本町の特性を生かし、幼保連携型認定こども園とも連携協力しながら、義務教育9年間を見通した小中一貫的教育を推進し、学ぶ力と自立する力の育成を

図る。

児童生徒の将来にわたる可能性を広げるために、学校・家庭・地域社会が連携し、学習意欲の向上を図るとともに、基礎・基本を重視した確かな学力を身に付け、健康で人間性豊かな心を持つ児童生徒の育成に努め、地域や社会参加の機会を促して、「夢を育み・自立する心」の土台をつくる。

発達障害を含め、教育上特別な配慮を要する幼児児童生徒に対して、特別支援教育コーディネーターを配置して一人ひとりの教育的ニーズに応じたインクルーシブ教育システム等の適切な就学支援体制の確立を図る。

グローバル化や高度情報化社会が進展するなか、国際理解を深め、国際化社会に対応できる人材の育成を図るために外国語教育の充実に努めるとともに、学校や地域において国際交流を推進する。

生涯にわたり健康で活力ある生活を送るために必要な「基礎的な体力・運動能力」の向上を図るとともに、自然災害等の危機を乗り越える知識・能力の育成を行う。

本町の美しく豊かな自然、脈々と受け継がれてきた歴史や文化、地域の人材などについての認識を深め、ふるさとへの愛着や誇りをさらに高めていくとともに、地域を支える次世代の育成を進めていく。

児童生徒が、将来、社会人・職業人として自立する上で必要な能力や態度を育てるとともに、主体的に学ぶ意欲を高めるため、地域や企業などと連携しながら、幼保連携型認定こども園から中学校までの系統的な教育活動を通じ、常に社会の中における人間の生き方を考えながら学びに向かうよう促す教育を推進する。

「食の安心・安全」に配慮した給食を提供することを日々心掛けるとともに、「食育」の推進にも積極的に取り組んでいく。

多様化し、複雑化する教育課題に対応するため、学校は家庭や地域との連携を深めながら子どもたちを支えていくことが求められている。そこで、学校経営方針などを積極的に情報提供することを通じて、地域に開かれた魅力ある学校づくりを進める。

子どもたちを取り巻く、いじめ、不登校、少年非行などの要因は複雑・多様化し、その解決は大きな社会問題となっている。この問題解決に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心のケアハウス等の関係機関や保護者との連携を強化し、一人ひとりに目を向けたきめ細かな指導を行うとともに、児童生徒や保護者の悩みを受け止める教育相談体制を確立する。

本町の児童生徒が、充実した教育環境のもと、意欲的かつ安心して学習することができるように、ICT教育やスクールバス運行等、学習環境の整備・充実に努め、本町の将来を担う子どもたちのために、高等学校や大学、専門学校等に進学する機会の拡充を図る。

### ③ 社会教育・生涯学習の推進

家庭教育・学校教育・地域社会の連携を図り、町民ニーズを的確に把握した学習方法の充実等、社会教育の啓発を図る。

町民が生涯を通じて、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができる生涯学習のまち

を築くため、町民ニーズに応え、家庭と地域の教育力の向上に努め、総合的な基盤づくりを推進する。

施設については、多目的活用などの工夫を凝らしながら複合化と集約化に努める。

目標指標	基準値(令和2年)	目標値(令和7年)
行きたくなる学校づくり意識調査で小学5・6年生が「学校が楽しい」と回答する割合	53%	70%
行きたくなる学校づくり意識調査で中学生が「学校が楽しい」と回答する割合	38%	60%
社会教育施設利用者数	2,500人	8,000人
社会体育施設利用者数	35,000人	60,000人
公民館講座・教室受講者数	337人	1,200人
図書室利用者数	1,321人	2,000人

### (3) 計画

事業計画（令和4年度～7年度）

持続的発展施策区分「8 教育の振興」

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(1) 学校教育関連施設			
校舎	小中学校校舎・設備大規模改修事業	町	
	学校施設の維持管理補修事業	町	
屋内運動場	小中学校体育館維持管理補修事業	町	
水泳プール	小中学校プール維持管理補修事業	町	
給食施設	学校給食センター施設維持管理補修事業	町	
	給食運搬業務委託事業	町	
	給食調理業務委託事業	町	
(3) 集会施設・体育施設等			
公民館	中央公民館新築整備事業	町	
	図書室環境整備事業	町	
	公民館分館環境整備事業	町	
集会施設	文化会館維持管理補修事業	町	
体育施設	海洋センター施設維持管理補修事業	町	
	町民体育館大規模改修事業	町	

	フラップ大郷 21 施設維持管理補修事業	町	
	大松沢社会教育センター改修(体育館)	町	
(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
義務教育	スクールバス運行事業	町	
	教育相談員配置事業	町	
	教員補助者設置事業	町	
	小学校英語活動推進事業	町	
	外国青年招致事業 (外国語指導助手の配置)	町	
	学校 I C T 支援員設置事業	町	
	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	町	
生涯学習・スポーツ	スポーツ活動振興事業	町	
	生涯学習活動推進事業	町	
(5) その他			
	学校 I C T 環境整備推進事業	町	
	学校給食費無償化事業	町	
	子どもの心のケアハウス 維持管理補修拡充事業	町	
	家庭・地域・学校の連携による青少年 健全育成のための協働教育推進事業	町	

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

大郷町公共施設等総合管理計画にかかる施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 1. 公共施設（建築物）の 2 文化・集会施設、3 スポーツ施設に記載のとおり、各集会施設及びスポーツ施設においては、一部の新しい建築物を除いて経年による劣化も顕著なため、大郷町公共施設等個別整備計画に基づき、順次補修・更新を行う。また、5 義務教育施設に記載のとおり、小・中学校施設の長寿命化計画は令和元年度までに策定されているため、今後も同計画を主軸に修繕計画、点検等を行うとともに、日常的な点検や予防保全に努める。

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

町土の 45%を占める山林、27%を占める農地は、本町の景観を構成する重要な要素であり、特に南部と北部の丘陵地の山林、中央平野部の田園地帯、吉田川等の主要河川の水辺は、次代に継承すべき貴重な資源・財産である。

一方、本町の都市的機能を充実していくためには、一定の開発が必要不可欠であり、若者等の定住を促進する新たな住宅地や産業立地の需要に対応した工業地の整備等を、町を東西南北に結ぶ主要幹線道路周辺に誘導していく必要がある。

本町南部の都市計画区域は、非線引都市計画区域で区域区分や用途指定がなく、北部は都市計画区域外になっていることから、東日本大震災以降は復旧・復興事業のための土砂採取、太陽光発電事業者や、小規模な開発等が町内全域で行われ、土地利用の規制・誘導が難しい状況にあるが、長期的な展望と視点に立った町土の保全・開発を誘導するため、令和2年度に策定した「大郷町都市計画マスタープラン」に基づき、計画的な土地利用を推進していく必要がある。

地方分権の進展や町民ニーズの多様化により、町民と町が一体となった協働のまちづくりが求められている反面、都市化や核家族化等による人間関係の希薄化、地域活動への関心の低下が懸念されている。

本町には22の行政区があり、各行政区等の主催による行事で地域内の交流が図られ、また、各種団体やサークル等の活動を通じて、子どもから大人まで町民の親睦、融和が図られている。

これらの地域コミュニティは、地域の防災活動や環境維持等の受け皿にもなっており、今後果たす役割は、ますます重要になると予想される。

心のふれあう地域づくり、生きがいに満ちた明るく住みよいまちづくりを進めるためには、町民一人ひとりが地域社会に対する理解を深め、その一員としての自覚と責任ある参加が重要となっている。

そのためには、地域コミュニティ活動やサークル活動等多様な社会参加を通じて仲間づくりを進めるとともに、町民の地域活動の拠点となる施設の充実を図っていくことが重要になる。

また、豊かな地域をつくるために、自らの課題とその解決方策について協議し、実行していく地域コミュニティを支援していく必要がある。

## (2) その対策

均衡ある発展を図るため、自然の保護、保全すべき自然的土地利用、開発すべき都市的土地利用を土地利用計画に基づいて誘導し、関係機関等と協議・調整しながら、地域特性をふまえた持続性と秩序ある町土の形成を目指す。

地域コミュニティは、地域の連携や町民が主体となって行う各種活動の母体であり、まちづくりへの参画を促進する受け皿となることから、継続して地域コミュニティの設立や活動を支援し、町民と町が協働するまちづくりを推進しながら、既存行政区の統合等を含めた再編も検討し、活力向上の手段として地域おこし協力隊の導入も積極的に行う。

また、地域コミュニティ活動の拠点となる施設の充実と整備に努める。

目標指標	基準値(令和2年)	目標値(令和7年)
地域おこし協力隊受入の情報発信件数	44回	320回 (延べ数)
町民自主企画によるにぎわい創出イベントの実施	0回	年1回

### (3) 計画

事業計画（令和4年度～7年度）

持続的発展施策区分「9 集落の整備」

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
集落整備	住宅地造成事業	町	
	行政区再編計画策定業務	町	
	住民自治組織運営支援業務	町	
	住民自治活動推進・活動助成事業	町	
	地域おこし協力隊事業	町	
	集落支援員事業	町	
	住民集会施設整備事業	町	
	にぎわい創出イベント実行委員会補助金	町	

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

大郷町公共施設等総合管理計画にかかる施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 1. 公共施設（建築物）の2文化・集会施設の記載事項に従い事業の実施を行う。

主に地域（行政区）住民等が利用する集会施設については、利用者である地域住民の意見を十分に聴き取り、効果的・効率的な整備を行う。

## 1 1 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

本町では、各種事業や講座に参加した町民が自ら継続的に活動ができるよう文化芸術活動を支援している。

文化芸術は、町民の豊かな創造性を育むとともに、心豊かな地域づくりに不可欠であり、文化芸術の振興を図るために、町民の自主性を尊重した、より身近な発表の場や鑑賞の機会の確保と指導者の養成が必要となっている。

また、高齢化率の上昇と自由時間の増大とともに、退職後に生きがいをもち、余暇をいかに

過ぎすかを支援することも課題の一つになっている。

町の貴重な財産である文化財は、後世に継承する必要があるが、無形文化財は、伝承者の高齢化や後継者不足等により、保存や継承が困難な状況におかれている。

文化財の活用や周知の新たな試みとして、町に伝わる民話を生かし、読み聞かせなどの文化活動が実施されている。今後はこれらの振興を図り、地域の特性を生かしたまちづくりへとつなげていく必要がある。

また、旧大松沢小学校校舎には、さまざまな文化財等を保存しているが、施設の老朽化が進んでいる。今後も増える資料を収蔵する場所、地域と歩んできた学校等の歴史を残す拠点として、その他の既存施設の有効活用と文化財の普及啓発活動を推進する必要がある。

## (2) その対策

町の歴史と風土の中で育まれてきた伝統行事・芸能等は、地域の文化を特徴づけるとともに、人々の生活に潤いと彩りを与えてきた失いがたいものである。地域の貴重な文化遺産や芸能等を継承していくことは、生まれ育った地域に対する誇りと愛着を育むとともに、世代、地域、分野を超えて新たな交流を生み出し、新たな地域文化の創造に発展しうるものであることから、地域に伝承される文化を継承する担い手の育成や、伝統的な地域行事の保護・振興に継続した支援を行っていく。

目標指標	基準値(令和2年)	目標値(令和7年)
文化財展示施設来館者数	0人	840人

## (3) 計画

事業計画（令和4年度～7年度）

持続的発展施策区分「10 地域文化の振興等」

事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
地域文化振興	歴史民俗資料館建設工事	町	
(3) その他			
	文化振興事業	町	
	羽生田植踊保存事業	町	
	宮林神楽保存事業	町	
	地域伝統行事保存事業	町	
	文化財保護事業	町	
	文化財標柱等整備事業	町	

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

大郷町公共施設等総合管理計画にかかる施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 1. 公共施設（建築物）の 6 その他教育施設に記載のとおり、日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理や修繕を推進する。

また、新たな施設の建築にあたっては高齢者、障害者をはじめ誰もが安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できるようなユニバーサルデザイン化を図る。

### 1 2 再生可能エネルギーの利用促進

#### (1) 現況と問題点

化石燃料使用拡大による地球温暖化問題は、その予測される影響の大きさや深刻さから、人類の生存基盤に関わるもっとも重要な環境問題の一つである。

本町の恵まれた自然環境を次世代に継承していくために、自然環境と共生した地域づくりの推進が必要であり、温室効果ガス排出量の削減等、SDGs の概念に基づいた脱炭素社会の実現に向けて、より一層の推進が求められている。

#### (2) その対策

自然と共生する環境共生社会の実現のため、太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギー導入の検討を積極的に行い、温室効果ガスの排出量削減を図る。

また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取り組みを推進し、省資源・省エネルギー化に努める。

目標指標	基準値(令和2年)	目標値(令和7年)
公共施設・事業における温室効果ガスの排出量	772 t—CO <sub>2</sub>	609 t—CO <sub>2</sub>

#### (3) 計画

事業計画（令和4年度～7年度）

持続的発展施策区分「1 1 再生可能エネルギーの利用の推進」

事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
(3) その他			
	環境調和型地域づくり推進事業	町	

#### **(4) 公共施設等総合管理計画との整合**

大郷町公共施設等総合管理計画において、該当する施設については特に定めはないが、大郷町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、公共施設等の整備にあたっては、事業効果、効率性及び必要性を十分に検討して実施する。

### **1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項**

#### **(1) 現況と問題点**

##### **① 行政施設**

本町の行政施設の拠点である役場庁舎は、昭和 54 年に建築された施設であり、すでに 40 年以上が経過している。現在のところ構造的な問題は顕在化していないが、執務スペースや会議室の数、及びキャパシティの不足が常態化していること、また、10 年以内に法定耐用年数を迎えることから、中長期的に庁舎の新築及び建築場所の検討に着手しなければならない時期を迎えている状況にある。

##### **② 町民参加のまちづくり**

従来の行政サービスは、ともすれば行政から町民へと一方的になりがちなものが多く、また、近年は町民ニーズの多様化・高度化が進み、旧態依然としたサービスでは対応しきれなくなっているため、町民が自ら行う、協働のまちづくりを目指していく必要がある。

##### **③ 高度な行政サービスのまちづくり**

行政組織として効率化、行財政基盤の強化を進めていき、新たな行政課題や町民ニーズ等の社会情勢に対応して、町民の声が的確に反映されるように、行政組織や事務事業について常に検討・見直しが必要となっている。

##### **④ 高度情報化に適応したまちづくり**

新型コロナウイルス感染症の影響により、外出すらためらわれる状況が依然として続いており、新たな住民サービスの取り組みとして、町民がインターネットを通じた双方向のコミュニケーションにより、各種行政サービスを受けることができる仕組みづくりが必要になる。

#### **(2) その対策**

##### **① 行政施設の新築・再構成**

今後も町民にとって必要な施設であること、機能の集約が図れるか等について検討を進めたうえで、DXの導入を図った新たな行政拠点としての新築を計画する。また、その際には近距離に点在する他の行政施設について、1か所に集約できることを基準として場所の選定を行う。

## ② 町民参加のまちづくりの推進

まちづくりを進めるうえでは、地域の課題を町民が自らの課題としてとらえ、行政との協働による体制づくりを行うとともに、コミュニティ組織やボランティア団体等、町民参加を促進し、魅力的なまちづくりを行う。

また、全ての個人が互いに尊重し合いながら、家庭や学校、職場、地域のそれぞれが連携・協力して男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進する。

## ③ 高度な行政サービスの充実

行政を取り巻く環境の変化に対応できるよう、職員一人ひとりが行政能力を高め、多様化する町民ニーズを把握して、満足度が高まるような行政システムの構築を図り、効果的・効率的な行政サービスの提供を目指す。

そのために、広報・広聴活動の充実や、PDCAサイクルによる施策評価の導入等に取り組むほか、コンビニエンスストア等、町民の身近な施設と連携しての行政サービスの充実を図る。

## ④ 高度情報化の推進

現在の高度情報化社会に対応した高度情報化基盤の整備・運用を行い、町民と行政、双方向の円滑な情報交換や電子自治体化の推進等、ICTの利活用による町民サービスの向上を図る。

目標指標	基準値(令和2年)	目標値(令和7年)
各委員会・協議会を構成する委員における女性委員の割合	20.4%	30%
町ホームページへのアクセス数	460件/日	500件/日
税・公共料金のコンビニ納付	0	2項目

## (3) 計画

事業計画（令和4年度～7年度）

持続的発展施策区分「12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項」

事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	町政庁舎新築基金積み立て	町	
	行政拠点再編計画策定業務	町	
	大郷町男女共同参画プラン策定業務	町	
	町政情報発信事業	町	
	町広報誌発行事業	町	
	地区懇談会の開催（広聴事業）	町	
	税・公共料金システム改修事業	町	

	自治体D X推進事業	町	
	広域W i - F i 環境整備事業	町	

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

大郷町公共施設等総合管理計画において、該当する施設については特に定めがないが、役場庁舎は防災や災害時における拠点施設であるため、新庁舎の建築にあたってはその機能についても十分に加味し、大郷町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づいて、事業効果、効率性及び必要性を検討して実施する。

(別表) 過疎地域持続的発展特別事業一覧

事業計画 (令和4年度～7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 移住・定 住・地域間交 流の促進、人 材育成	移住定住	空き地・空き家バンク整備事業	町	
		被災住宅再建支援事業	町	
		中粕川復興まちづくり事業	町	
		住宅地造成事業	町	
		民間賃貸住宅建設推進事業	企業	
		宮城県移住支援事業	県・町	
	地域間交流	提携都市民間交流事業	町	
		国内・国際交流事業	町	
	その他	観光振興事業	町・団体	
2 産業の振興	商工業・6次 産業化	大郷ブランド確立・支援事業	町	
		6次産業化支援事業	町	
	観光	DMO等設立支援事業	町	
	企業誘致	国産ドローン開発・製造企業の誘致	町	
	その他	ドローン活用推進事業	町	
3 地域におけ る情報化	情報化	自治体DX推進事業	町	
		広域Wi-Fi環境整備事業	町	
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	公共交通	住民バス運行事業	町	
		ふれあい号運行事業	町	
		デマンド交通導入事業	町	
5 生活環境の 整備	生活	木造住宅耐震診断・改修事業	町	
		交通安全対策事業	町	
	危険施設撤去	危険ブロック塀除去事業	町	
	防災・防犯	防災・防犯対策事業	町	
		防災住環境整備支援事業補助金	町	
	その他	かわまちづくり事業	町	
6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健及 び福祉の向上	児童福祉	児童手当事業	町	
		母子福祉対策貸付事業	町	
		母子・父子家庭医療費助成事業	町	
		すこやか子育て医療費助成事業	町	
		出産祝金事業	町	
		ブックスタート事業	町	
		育児用品支給事業	町	

		病後児保育事業負担金	町	
		養育医療給付費	町	
		国民健康保健子育て支援補助金交付事業	町	
		のびのび相談事業	町	
		3歳児一般・精密健診(聴覚検査)	町	
		妊婦健康診査業務	町	
		乳児健康診査業務	町	
		乳幼児健康診査業務	町	
		産婦健康診査業務	町	
		新生児聴覚検査業務	町	
		予防接種業務	町	
		里帰り等妊婦健診助成事業	町	
		里帰り等産婦健診助成事業	町	
		里帰り等新生児聴覚検査助成事業	町	
		特定不妊治療費助成事業	町	
		乳幼児予防接種補助金	町	
		造血幹細胞移植後ワクチン再接種費補助金	町	
	高齢者・ 障害者福祉	老人福祉事業	町	
		障害者医療費助成事業	町	
		育成医療給付費	町	
		ふれあい号管理事業	町	
	健康づくり	国民健康保険各種検診料助成事業	町	
7 医療の確保	その他	黒川地域行政事務組合負担金 (公立黒川病院)	町	
		地域医療確保事業	町	
		在宅医療・介護連携推進事業	町	
8 教育の振興	義務教育	スクールバス運行事業	町	
		教育相談員配置事業	町	
		教員補助者設置事業	町	
		小学校英語活動推進事業	町	
		外国青年招致事業 (外国語指導助手の配置)	町	
		学校ICT支援員設置事業	町	
		放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	町	
	生涯学習・ スポーツ	スポーツ活動振興事業	町	
		生涯学習活動推進事業	町	

9 集落の整備	集落整備	住宅地造成事業	町	
		行政区再編計画策定業務	町	
		住民自治組織運営支援業務	町	
		住民自治活動推進・活動助成事業	町	
		地域おこし協力隊事業	町	
		集落支援員事業	町	
		住民集会施設整備事業	町	
		にぎわい創出イベント実行委員会補助金	町	
10 地域文化の振興	地域文化振興	歴史民俗資料館建設工事	町	
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		町政庁舎新築基金積み立て	町	
		行政拠点再編計画策定業務	町	
		大郷町男女共同参画推進社会実現計画策定業務	町	
		町政情報発信事業	町	
		町広報誌発行事業	町	
		地区懇談会の開催（広聴事業）	町	
		税・公共料金システム改修事業	町	
		自治体D X推進事業	町	
		広域W i - F i 環境整備事業	町	